

令和8年度広島県高等学校等奨学金（留学奨学金）募集要項

1 制度概要

留学を志す意欲のある高校生等を対象に、留学を実施するために必要な経費の一部を貸し付けます。

(1) 貸付対象

次のア～ウを全て満たしている者で、令和8年4月以降に出発する留学が対象となります。

ア 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程に在学している者。

イ 保護者が広島県内に住所を有する者。

ウ 外国の教育施設において、教育を受けるため、2週間以上の期間、留学を行おうとしている者又は行った者。

(2) 貸付額

区 分	貸付上限額
2週間以上3か月未満	200,000円
3か月以上	500,000円

(3) 貸付利息

無利息

(4) 貸付方法

一括貸付

(5) 償還について

高等学校等を卒業する月の翌月又は奨学金の貸付けが打ち切られた月の翌月のいずれか早い月から6か月経過後に償還が開始します。

※ 貸付けを受けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還することもできます。

(6) その他

留学に関する助成金や他の奨学金との併給が可能です。

※ 留学費用の総額から、他から給付を受ける助成金や、借り受ける奨学金の総額を差し引いた額が貸付上限額を下回る場合は、その下回った額が貸付上限額となります。

2 手続概要

(1) 受付期間

令和8年4月から随時（最終提出期限：令和9年2月末）

※ 当該年度の予算状況に応じて、年度中に募集を終了する場合があります。

(2) 申請

ア 申請者は、広島県高等学校等奨学金貸付申請書（留学奨学金用）（様式第1号の3）に留学する（した）ことが分かる書類を添えて、校長に提出する（留学から帰国した後に申請書を提出する場合は、留学から帰国した日の翌日から1か月以内に提出する）。

イ 校長は、当該申請書（添付資料を含む）に推薦調書（留学奨学金用）（様式第2号の3）を添えて、県教育委員会（高校教育指導課）に提出する。

(3) 貸付決定

ア 県教育委員会は、申請書の内容を確認し奨学金の貸付けを決定する場合は、貸付決定通知書により校長を通じて申請者に通知する。

イ 申請者は、貸付決定通知書を受領した日の翌日から1か月以内に、保証人2名と連署した誓約書・奨学金借用証書（様式第5号）に広島県高等学校等奨学金（留学奨学金）預金口座振替依頼書（別紙様式）を添えて、県教育委員会（高校教育指導課）に提出する。

※ 誓約書・奨学金借用証書（様式第5号）に連署の際には実印を用い、印鑑証明書を添付すること。

(4) 貸付け

県教育委員会は、誓約書・奨学金借用証書（様式第5号）の受領後、速やかに奨学金の貸付けを実施する。

(5) その他

奨学金の貸付決定を受けた奨学生又は奨学金の借受者が「1(1)貸付対象」の要件に該当しなくなったとき（退学又は留学を中止した場合等）は、異動届を学校長を通じて県教育委員会（高校教育指導課）に提出すること。

<問合せ先>

広島県教育委員会事務局 高校教育指導課 企画調整係

電話：(082)513-4991

メールアドレス：koukoushidou@pref.hiroshima.lg.jp